

永久不滅ポイント規約(ミレニアム/クラブ・オンカード セゾン)

第1条(本規約)

本規約は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が提供する次条第2項に定める本サービスを、次条第1項に定める会員が利用するにあたっての基本的条件を定めるものです。

第2条(定義)

1. 「会員」とは、本規約に同意の上、次項に定める本サービスの利用を申込み、当社が認めた方をいいます。
2. 「本サービス」とは、会員が、当社が運営する永久不滅ポイントプログラム(以下「ポイントプログラム」という)を利用すること等により、一定の特典を受けることができるサービスをいいます。
3. 「ポイント」とは、ポイントプログラムにおいて会員が株式会社セブン CS カードサービス(以下「セブン CS カード社」という)が発行するクレジットカード(家族カードを含む)(以下「本カード」という)により信用販売を受ける商品・権利の購入、またはサービスの提供(以下「商品・権利・サービス」を以下「商品等」という)の購入代金(以下「カード利用代金」という)に応じて付与されるポイントをいいます。

第3条(ポイント適用除外)

カード利用代金には、キャッシングサービスの利用代金、カード年会費、リボルビング払いまたは分割払いの手数料、本カードの再発行等に関する手数料、一部のショッピング利用代金、その他当社が指定する代金は、含まれないものとします。

第4条(ポイント付与の対象取引)

1. 当社は、本カード毎に、当該カード利用代金の締切日における利用金額合計に対し、1,000 円につき1ポイントを会員に付与します。

なお、1,000 円に満たない端数は切り捨ててポイント数を算出します。

2. 当社は、当社又は当社が提携する第三者もしくは加盟店が実施するキャンペーン等により、前項のポイントとは別に所定のボーナスポイントを付与することがあります。
3. 前二項のポイントは、ポイント付与の対象となる取引等を当社が確認し付与ポイントを確認した後付与しますが、加盟店からの売上票到着時期または事務処理上の都合により、変動することがあります。
4. ポイント付与の対象となるカード利用を取消し、また変更した場合等、ポイント付与後にカード利用代金に増減が生じた場合には、当社はこれに応じてポイント数を増減します。

第5条(ポイント確認方法)

会員に付与したポイント数およびポイント数の残高は、セブンCSカード社が提供する本カード会員専用サービスである Net アンサー及びパーソナルアンサー(自動音声応答)並びに本カードのご利用明細書において確認することができます。

第6条(ポイントの合算)

会員が自己の名義で複数の本カードをお持ちの場合、それぞれのカードのポイントが合算されます。

第7条(ポイントの交換)

1. 会員は、当社から付与されたポイントを当社が指定する商品、サービスまたは提携先の運営するポイントサービスを利用する権利等(以下「交換商品等」という)と交換すること(以下「ポイント交換」という)ができます。なお、ポイントを現金と交換することはできません。
2. 会員は、ポイント交換を希望する場合は、当社所定の方法により当社に申し込むものとします。なお、ポイント交換の申込みを当社が受付した後の取り消し、交換商品等の変更、返品、送付先の変更はできません。
3. 交換商品等の送付先は、会員の住所または本カードのご利用明細書の送付先とし、国内に限ります。なお、会員が届出た住所に誤りがある等の理由により交換商品等が送付できなかった場合、当社は、一切の責任を負わず、また再送付する義務を負いません。
4. 当社は第2項の申込みを受付した時点で、交換商品等の交換に必要なポイント数をポイント残高より減算します。

5. 当社の都合により会員が指定した交換商品等の提供ができない場合、会員は当社の提供可能な他の交換商品等を指定するかまたはポイント交換を中止できるものとします。なお、ポイント交換を中止した時点で当社が既にポイント数を減算している場合の当該減算したポイント数の会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によるものとします。

6. 第3項の場合において、第1項の交換手続き完了後 60 日を経過しても交換商品等が届かないときは、会員は当該交換手続き後 75 日以内に当社にその旨を連絡します。会員から連絡のない場合は、当該交換商品等が送付されたものとみなします。

第8条(当社発行カードの永久不滅ポイントとの相互移行)

会員が当社所定のクレジットカード(以下「当社発行カード」という)会員である場合、当社所定の方法により当社発行カードに付与された永久不滅ポイントと本カードに付与されたポイントを相互に移行することができます。

第9条(譲渡等の禁止)

会員は、当社が認めた場合を除き、本サービスを利用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡、相続、質入その他担保に供する等の行為をさせることはできません。

第10条(変更の届出)

会員が届け出た氏名、住所、電話番号等に変更があった場合は、会員は当社所定の方法で当社あてに届け出るものとします。なお、会員がセブン CS カード社に本カードの会員規約に基づき届け出た変更事項については、これをもって本規約に定める届出があったものとします。

第11条(本サービスの一時中断)

当社は、会員への事前の通知又は会員の承諾を要することなく、本サービス提供のための装置の保守点検、設備更新・運営上もしくは技術上の必要又は災害・装置の故障・突発的なシステムへの負担の増加等の事由により本サービスの提供を中断又は内容を変更する措置を取ることがあります。この場合、そのために会員に生じた損害については、当社に故意又は重過失がない限り当社は一切の責任を負いません。

第12条(免責事項)

1. 当社の責めによらない、通信機器、端末等の障害もしくは回線の不通等の障害等により、本サービスの取扱いが遅延もしくは不能となった場合、そのために生じた損害については当社は一切の責任を負いません。
2. ポイント数に関するデータが災害その他の変更等やむを得ない事情によって消失した場合又はそのデータに異常が生じた場合には、当社は、当該時点における一般的な技術水準に従い合理的な措置を講じるものとします。それにもかかわらずデータの復元又は異常の解消がされなかった場合、そのために生じた損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第13条(ポイントの失効等)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、ポイントの全部もしくは一部を失効し又は本サービスの利用を停止することができます。失効の対象となるポイント残高がない場合、会員は、当社が受けた損害を賠償するなど、当社の請求に応じます。当社は、ポイントの失効又は本サービスの利用停止に関し一切の責任を負わず、何らの補償も行いません。

- (1)本規約その他当社の定める条件に従っていなかった場合
- (2)不正な方法によりポイントが付与され又は交換されたと当社が判断した場合
- (3)セブンCSカード社に対する支払債務を延滞したことが判明した場合
- (4)本カードの規約に違反したことが判明した場合
- (5)その他失効又は本サービスの利用停止を行うことが適当と当社が判断した場合

第14条(資格喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員に何らの通知もすることなく、会員資格を喪失させることができます。

- (1)本カードの有効期限の到来、退会、会員資格の取り消し等本カードの会員資格を喪失する事由に該当した場合

(2)本規約に違反した場合

(3)死亡した場合

(4)第13条各号に該当した場合

(5)本サービスのご利用状況もしくは当社との他の契約に基づく取引状況が、不適切又は社会通念に照らし容認できない等のため、当社との信頼関係が維持できなくなった場合

(6)当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合

(7)その他当社が不適当と判断する行為を行った場合

2. 会員が前項各号のひとつにでも該当することにより当社が損害を被った場合、会員は、当社が被った損害を賠償します。

3. 第1項の場合、ポイントは取り消され、会員は、ポイントに関する一切の権利を失います。

第15条(本規約の変更等)

1. 当社は、本規約の一部又は全部をいつでも改定できます。この場合、当社は、ホームページでの告知または当社所定の方法により会員にお知らせします。

2. 当社はいつでも本サービスの全部又は一部を変更、中止又は廃止できます。その結果会員に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わず、何らの補償を行いません。

第16条(合意管轄)

本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争について訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所並びに地方裁判所を管轄裁判所とします。